

令和 8 年 9 月 18 日
統計委員会評価分科会

季節調整におけるプログラムの適用について

我が国の公的統計において採用されている季節調整プログラムについて、統計技術的観点から状況を取りまとめ、評価を行った。その結果に基づき、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」（平成 23 年 3 月 25 日付総務省告示第 96 号）を踏まえつつ、以下のとおり考え方をとりまとめる。

1 サポートが終了したプログラムからの早期切替の必要性

季節調整プログラムについては、公開が終了したものについて今後のアップデートは見込まれないことから、現在進行形で提供元による保守管理が行われている季節調整プログラムへ移行することが期待される。

季節調整プログラムとしては、米国商務省センサス局が開発したものが国際的に広く利用されている。同局の現行プログラムは、平成 23（2011）年にリリースされた X-13ARIMA-SEATS であり、それ以前のバージョンについては公開が終了している。

一方、我が国の公的統計では、現在も X-12-ARIMA など公開が終了したプログラムを使用している例が多く見受けられる。このため、こうした統計については、X-13ARIMA-SEATS など、提供元による保守管理が継続されているプログラムへの移行を進めることが期待される。

2 プログラムの移行における留意事項

プログラムに移行に際しては、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」を踏まえ、以下の点に留意することが望ましい。

- （1）移行のタイミングについては、事務負担や手続を軽減する観点から、対象となる統計に係るその他の見直しや改定等の機会を総合的に勘案し、柔軟かつ円滑な移行を実現できるよう検討する。
- （2）ただし、適用の検討に当たっては、プログラムの変更が集計結果に及ぼす影響について他の改善等の影響と区分できるような形（オプションを統一した比較等）で検証を行うとともに、利用者に対して十分な説明を行い、透明性のある方法により公表する。